

くらしの安心情報

情報ファイル NO.233

令和3年12月10日

高級ブランド品を格安で販売するという大手百貨店のネット広告があり注文しました。その後、偽の通信販売サイトだとわかったのですが...

相談内容

【相談者 30代 女性】

先日、スマホの SNS 上に、「大手百貨店の支店閉店セールで、15 万円の海外高級ブランドバッグを格安 2 万円で販売する」という広告が表示され、代金引換で注文しました。

その後、百貨店の公式サイトを確認したところ、偽の通信販売サイトについて注意喚起されていました。私が注文した業者のサイトには百貨店の住所や電話番号等の記載が無く、偽通販サイトに注文したことに気づきました。どうすればよいでしょうか...

対処方法

ご相談のように、「SNS 等で、百貨店の支店や免税店が閉店になること等を理由に、高級ブランド品を大幅な値引きで販売するという広告で、百貨店をかたる偽の通販サイトに誘導され商品を注文してしまった」という相談が寄せられています。実際に偽物の商品が届いたというケースもあります。偽通販サイトには百貨店のロゴマーク等が表示され、消費者は信用して商品を注文してしまいます。

支払い方法が「代金引換」しか選択できないことが多く、代金引換で宅配業者に代金を支払うと、後で商品が偽物だとわかって被害の回復が困難になります。

- ・ 相談者には、注文した業者にメール等でキャンセルを連絡し、万一商品が届いた場合は受取拒否するよう助言しました。
- ・ 百貨店が通販サイトで高級ブランド品を大幅な値引きで販売することは、通常はありません。
- ・ 百貨店のロゴマークや名称が掲載されたサイトでも偽通販サイトの可能性がありますので、商品を注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。
- ・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

百貨店偽サイト



NO



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は ... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890